

道路々線の認定は事實に根據す

武驛老道生

「道路の改良」第一十一卷第十號（前號）の「路政春秋」欄に「路線認定の標準は？」と題し、關西生として道路法第十一條に依り、府縣道の路線認定に對し主務省の認可を受くる場合に、一定の標準を示されんことを希望してゐるが、勿論一應御尤もな感がする。併し道路路線の認定は事實に根據するもので抽象的な標準など公定せられて居つては、却て硬化して微妙な運用上障礙となると思ふ。小生の經驗する所を述ぶれば、道路法制定以前に於て道路の新設又は補助道、縣道の組替などするに當りては往々地方有力者の關係事情とか、縣會議員の選舉區に關する因縁などで左右せられ、非常に職務上の苦勞を嘗めさせられたことで

ある。道路法が制定せられ、法制化せられたが、舊來の因襲は容易に脱却し得らず、矢張諸種の弊害は認められたのであらう。郡制廢止に伴ふて大正十一年八月二十二日内務省秘第八〇〇號を以て内務省土木局長から次の如き通牒が發せられた。

道路法改正法律施行ニ伴フ府縣道路線認定ニ關スル件、

本年法律第三號ヲ以テ公布セラレタル道路法中改正法律第十一條ノ規定ニ依リ郡制廢止ノ場合ニ於テ爲ス府縣道ノ路線ノ認定ニ付テハ左記ノ通御取扱相成度

記

一 改正規定ニ依リ府縣道ノ路線ヲ認定スルニ方リテハ其

ノ路線カ單ニ形式的要件ヲ具備スルニ止マラス管下交通

上府縣道ノ實質的價値ヲ有スルモノニ限リ之ヲ認定スルコト

二 従來認定濟ノ府縣道ノ路線ノ起點及終點ハ已ムヲ得サ

ル事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ變更セサルコト

三 法第十一條ノ規定ニ依リ府縣道ノ路線ノ起點又ハ終點タルヘキ樞要ノ地ハ左記各號ノ一二該當スルモノヨリ之を採擇スルコト

1 市又ハ町

2 人家連擔シ且多量ノ貨物ヲ生産シ又ハ集散スル情況

第一號ノ町ニ此肩スヘキ村若ハ市町村内ノ地區

3 郡役所、警察署又ハ區裁判所等所在ノ地

4 府縣内ニ傳稱セラレ且旅客ノ來往頻繁ナル名勝地又

は舊蹟地

5 官國幣社又は府縣社所在ノ地

6 參詣者ノ來往頻繁ナル宗派本山又ハ寺院教院等ノ所

在ノ地軍事上樞要ノ地

四 法第十一條第七號ニ規定スル數市町村ヲ連絡スル重要

ナル幹線ハ其ノ路線ノ起點樞要ノ地タラサルモ治ネク沿道市町村住民ノ利用スル經濟上主要ナル幹線道路ニ該當

シ且終點タル市町村ヲ除キ少クモ經過地ニ市町村以上ニ

瓦ルモノニ限リ之ヲ採擇スルコト

五 法第十一條ニ規定スル府縣道ノ道路ノ起點又ハ終點ト

爲ルヘキ樞要ノ停車場ハ國有鐵道本線ノ停車場國有鐵道輕便線又ハ地方鐵道ノ樞要ナル停車場又ハ軌道ノ樞要ナル停留場ニ限リ之ヲ採擇スルコト

六 法第五十二條ノ規定ニ依ル府縣道ノ路線認定ノ認可申

請ニハ左ノ調書及圖面ヲ添付スルコト（以下略、「交通土木法規總覽」一八八頁以下参照）

斯く道路法制定法律施行ニ伴フ府縣道路線認定の取扱振が府縣に示達せられた。此通牒の事項は即ち其時代と経過地の特性と他の道路との關係等の事實に根據し、交通上と經濟上との重要價値に關し過去を稽へ、現在に即し、且將

來を見透して路線の選定を爲すべき主旨を明かにしたるものである。此主旨に副ひ諸種の情質や因縁から離脚したる見地に立ち路線を認定するならば、問者の如き憂慮は生ぜざることゝ思はる。小生の體験せる所では、本省に於ても叙上の方針に基き、嚴正に決定したる路線認定に對しては、大なる變更を加へられなかつたことである。前土木事務官田中好氏が「高等土木工學」に於て、「路線の認定は道路設定の前提要件であるから、之を認定するに就ては道路政策の見地に基き系統的、組織的な道路網を設定する方針

に依らなければ、完全な道路交通を策することが出來ないものである。故に認定は道路行政の基礎的な重要事項である。と述べられてゐるが、此は概念的な意見であるも、要是事實に根據しての道路路線の重要性に鑑みて認定すべきものたることを論述せられたるものと解すべきである。敢て老婆心を以て貴誌を借用し、多年間地方路政の職位に在つての経験に基き、参考までに一言する所以である。誌面の餘白を割愛せらるゝならば幸甚。

静岡縣に於ける道路愛護運動 (一)

海野彌之助

本事業の齎らす效果は地方産業の基調を成す道路の維持保全を期し亦一面公共心の涵養、公物愛護、勤労精神の作興保健、衛生上に及すこと甚大なるものなり。

本縣に於ける道路愛護運動は昭和十一年八月諭告發布と共に道路愛護獎勵規定を制定し道路愛護思想の普及に努め團體結成方懲罰の結果田方郡函南村の結成參加を嚆矢に全